

第33回 道路高架下等利用計画検討会会議録	
日 時	令和3年5月26日（水）10時00分～10時40分
開催場所	市庁舎18階共用会議室みなと18
出席者	<p>(検討会委員) 西田由紀子会長、榎本進一郎委員、湯浅浩委員、吉田香月委員</p> <p>(横浜市) 事務局及び関連部署 長谷川計画調整部長 桐山企画課長、北川企画課担当係長、大城企画課員、平尾企画課員 山浦道路部長 山本管理課長、三枝管理課占用係長、小野澤管理課員、田中管理課員</p>
欠席者	なし
開催形態	一部非公開（傍聴者0人、記者0名）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の公開・非公開について 2 提案書の審査 ・保土ヶ谷区東川島町 3 その他
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の一部を「非公開」とする。 2 保土ヶ谷区東川島町所在地は、イナバクリエイト株式会社を利用候補者に選定した。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の公開・非公開について (西田会長) 会議の公開・非公開について事務局から説明してください。 (事務局) 横浜市道路高架下等利用計画検討会運営要綱第7条(会議の公開)及び、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、会議は公開するものとし、ただし、非開示情報に該当する事項を審議する場合や公平かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合、委員会の決定により非公開とすることができるとしています。 事務局からの提案としましては、提案書の審査に関する事項については、審議開始時から「非公開」とし、その他の事項については、「公開」とさせていただきたいと思います。 「次第(1)提案書の審査」について非公開とする理由ですが、提案内容には、提案者の企業ノウハウ等の情報が含まれており、これを公開した場合、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の第7条第2項第3号アの非開示要件である「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考えられるためです。そのため、「次第(1)提案書の審査」については、非開示情報として扱う

ことが適切であることから、「非公開」とさせていただきたいと思
います。

(西田会長) ただいま、本日の検討会について、事務局から一部を「非公開」
とするとの提案がありました。事務局案について、委員の皆様のご
意見をいただけますでしょうか。

(委員全員) 異議なし。

(西田会長) では、事務局案のとおり、提案書の審査に関する事項は「非公開」、
その他の事項については「公開」といたします。

2 「保土ヶ谷区東川島」提案書の審査について

(西田会長) 提案書の審査に移る前に、事務局から留意事項についての説明を
お願いします。

(事務局) 審査を開始する前に、公平・公正な審査を行っていただくために、
ご説明させていただきます。

運営要綱第4条第2項では、委員の皆様は、直接間接を問わず、
提案に参加してはならないことと、仮に提案に参加したことが判明
した場合は、検討会は、その提案を審査・評価等の対象外とするこ
ととなっています。

また、事務取扱細則第9条では、「委員自らが、不公平な審査をす
る恐れがあると認める場合、又は審査の不公平さを疑われる恐れが
あると認める場合は、その申出により、他の委員の同意を得て、当
該案件の審査を回避することができるものとする。」とされていま
す。

委員の皆様には、今一度、提案事業についてこれらに該当してい
ないかを御確認いただきたいと思います。

(西田会長) ただ今、事務局から説明がありました。

委員の皆様は、直接間接を問わず、提案に参加していないという
ことでよろしいでしょうか。

また、審査を自主的に回避する必要があるということによろし
いでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) 全ての委員が提案に参加していないこと、及び審査を自主的に回
避する必要があることを確認できましたので、事務局は記録してく
ださい。

(事務局) 記録しました。

(西田会長) では、本日の審査に移りたいと思います。

こちらは、3月8日に皆様と有効活用を図る場所の適地の審議と
利用計画の策定に関する審議をいたしましたうちの、1つでござい
ます。

委員の皆様は、提出された利用提案書を資料1の審査基準と照ら

し合わせながら採点をされたことと存じます。

資料2-1と2-2は、その提案の集計表と内訳表ですが、事務局は資料の説明をお願いします。

(事務局) 資料2-1に記載のとおり、今回の募集に対する利用申込数は、1件です。また、事務局で提案内容を審査した結果、有効数は1件となっております。

提案事業の利用用途、利用を希望する期間は、資料2-2のとおり、利用用途が物置を利用したレンタル収納、占用希望期間が令和3年9月1日から令和14年3月31日となっております。

会長により、運営要綱第7条第1項の規定に従って会議の一部非公開を宣告

— 非公開 —

※審査の上、利用候補者が選定されました。

3 その他

事務局から次回の日程等についての説明

(西田会長) 委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。

(吉田委員) 更新案件についての意見です。

今まで使われていて、地域の皆さんにどのようにとらえられているのかという点で、とても便利であるという声を聞いているということをお伺いしました。現在はそういったものを踏まえない事前審査となってしまう、提案書だけだと住民の方々の思っていることとかい離れた点数となってしまう可能性もあるのかと思います。事前審査時にそこが悩ましく思いました。

更新案件に関しては、利用者の意見があるなどの情報を提示していただいたうえでの採点とした方が、住民の方々にとっては良いのかなと思っております。

(事務局) 更新案件に関しましては、事務局が利用計画(素案)を検討するために現場の状況を確認する際には、例えば駐車場であれば利用状況を含めて確認したり、企画提案であれば区役所などから現場の状況やご意見などの聞きとりを行ったり、情報収集を行ったり、引き続き同じ利用形態が良いのか、違う利用形態も考えられるのかを検討し、利用計画の案という形で委員の皆様にお示しさせていただきます。

ご指摘のあった採点の段階における情報提供については、行政側

	<p>としては非常に悩ましい内容に思います。例えば、従前の事業者の更新をご審議いただくものであれば、事業者だけでなく行政側からも地域の方々の声を集め、委員の皆様には報告することはやぶさかではありません。</p> <p>一方で、本検討会のように再び公募を行うに当たっては、平等性や公平性など入札の原則論に立たなければなりません。平等・公平な審査を行う中では、応募者において提案書の中で過去の実績や類似の案件における例などを示していただけたいと思います。</p> <p>審査に当たって情報不足な点等もあるかと思しますので、事務局としても委員の皆様にもどのように自然に審査していただけるか検討してまいります。</p> <p>(西田会長) 仮採点の段階で、応募提案書のみでは汲み取れない部分もあるかと思いますが、審議の中で、都度、機会がありますので、採点を確定する前に、ご質問や意見交換をしていただき、採点確定に反映していただくのも、公平、平等を念頭においての、一つの方法かと思えます。</p> <p>事務局につきましては、本日のご意見について検討していただき、よりよく推進できることから順次取り組んでいければと思います。</p>
<p>資 料</p> <p>その他</p>	<p>1 資料</p> <p>第33回横浜市道路高架下等利用計画検討会 議事次第 一式</p> <p>2 その他</p> <p>第34回道路高架下等利用計画検討会の開催時期は8月中旬から8月下旬頃を予定。</p>